

就学援助制度についてのお知らせ

野木町では、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者及び就学予定者に対して、学校でかかる費用の一部を援助することにより、児童・生徒が安心して通学できるように支援する制度を設けています。

☆援助対象者☆

野木町に住所がある児童生徒の保護者で、生活保護を受けている世帯（要保護）及びこれに準ずる程度困窮していると教育委員会が認めた世帯（準要保護）が対象となります。

【モデル世帯】

	世帯人数	2人	4人
認定の基準となる 所得金額の目安	世帯構成	大人 1人 小学生 1人	大人 2人 小学生 1人 中学生 1人
	前年中の同一世帯・ 同一住所全員の総 所得金額	160万円程度	260万円程度

※年間総所得は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。

（ただし、給与収入のみの世帯の場合）

※年間総所得目安額は世帯構成、年齢等によって異なります。

※同一世帯全員とは、住民登録上の世帯の別にかかわらず、同一住所で生計を一つにする方全員のことを指します。

※所得の目安については、上記はモデルケースであり、同じ世帯構成であっても世帯員の年齢などにより異なります。

☆援助の内容☆

- ・学用品・通学用品費
- ・新入学児童生徒学用品費
（入学前に「入学準備金」を受け取っていない4月認定の1年生が対象）
- ・学校給食費
- ・校外活動費
- ・修学旅行費
- ・医療費（学校保健安全法施行令で定められた病気のみ）



裏面もお読みください。

☆申請方法☆

町教育委員会や各学校に「就学援助費申請書」がありますので、記入のうえ、お子様が通学する学校に提出してください（同じ番地に住む全員の家族構成や現在の収入状況、申請理由などを記入していただきます）。

☆申請時期☆

年度ごとの申請です。認定された場合、学校または町教育委員会で申請書を受付した翌月から支給されます。申請が遅れると支給が始まる月も遅れますのでご注意ください。

※新1年生のみ、4月中に受付をすれば4月分から支給されます。

☆認定方法☆

町教育委員会が生計同一の方全員の所得状況などを調査します（必要に応じて別途書類を提出していただく場合があります）。学校長や民生委員の意見を踏まえ、町で審議した上で認定します。

※所得の申告をしていない方は必ず申告を済ませてください。世帯に1人でも所得不明者がいると認定が保留となります。

※申請時と年度更新時に地域の民生委員が生活状況等を確認するための訪問があります。

（民生委員には守秘義務があるため、知り得た情報を外部に漏らすことは絶対にありません。）

☆支給方法☆

支給は学校を経由して行いますので、受け取り方や支給時期は各学校に確認してください。

☆その他☆

認定後、住所や世帯状況等が変わった場合や経済状況の好転により、就学援助の必要がなくなった場合はお子様の通学する学校までご連絡ください。

☆問い合わせ先☆

詳しくは、**通学されている学校または、野木町教育委員会 子ども教育課 学校教育係**（TEL：57-4182）までお問合せください。